介護サービス事業所運営指導　指摘事項票

中野区地域支えあい推進部
介護保険課介護事業者係

実施日　　令和　年　　月　　日

対象事業所　事業種別　　（ユニット型）介護老人保健施設
事業所名

指導員氏名　：
：
：

この指摘事項票は国の「介護保険施設等運営指導マニュアル」及び「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（以下、老健条例と言う。）に則して、介護老人保健施設が遵守すべき主な項目を記載したものです。

指摘事項欄にチェックをつけた項目は、指導の結果、基準を満たしていない事項です。事業所として改善を図ってください。

また、本日の指導の結果につきまして、後日文書により結果通知を送付致します。結果通知により指摘された事項については、文書による改善の結果報告が必要となります。

1　個別サービスの質に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
（1）　施設及び設備（老健条例第５条、第６条、第４４条及び第４５条）			
	① 許可申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか		
	② 使用目的に沿って使われているか		
	〔その他指導項目等〕		
（2）　内容及び手続の説明及び同意（老健条例第１３条及び第５３条（準用））			
	① 入所（入居）申込者又はその家族への説明を行っているか		
	② 入所（入居）申込者の同意を得ているか		
	③ 重要事項説明書の内容に不備等はないか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
（３）　入退所（老健条例第１２条及び第５３条（準用））			
	① サービスを受ける必要性が高いと認められる入所（入居）申込者を優先的に入所させているか		
	② 入所（入居）者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか		
	③ 入所（入居）者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種（医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等）で定期的に協議・検討しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（４）　サービスの提供の記録（老健条例第１８条及び第５３条（準用））			
	① 提供した具体的なサービスの内容等（サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入所（入居）者の状況その他必要な事項）について記録しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（５）　指定介護老人保健施設サービスの取扱方針（老健条例第２１条及び第４８条）			
	① 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか		
	② 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか		
	③ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか		
	④ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催しているか		
	⑤ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか		
	⑥ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	〔その他指導項目等〕		
（６）　施設サービス計画の作成（老健条例第９条及び第５３条（準用））			
	① 入所（入居）者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか		
	② アセスメントのため、入所（入居）者及びその家族に面接しているか		
	③ サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか		
	④ 入所（入居）者又はその家族への説明を行い、文書により入所（入居）の同意を得て交付しているか		
	⑤ 定期的に入所（入居）者と面接し、モニタリングを行い、結果を記録しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（７）　栄養管理（老健条例第２４条の２及び第５３条（準用））			
	① 各入所（入居）者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。		
	〔その他指導項目等〕		
（８）　口腔衛生の管理（老健条例第２４条の３及び第５３条（準用））			
	① 各入所（入居）者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。		
	〔その他指導項目等〕		
（９）　看護及び医学的管理の下における介護（老健条例第２５条及び第４９条）			
	① 入浴回数は適切か、また、褥瘡予防体制は整備されているか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考

2　個別サービスの質を確保するための体制に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
（1）　従業者の員数（老健条例第４条）			
	① 入所（入居）者に対し、従業者の員数は適切であるか		
	② 必要な専門職が配置されているか		
	③ 必要な資格を有しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（2）　受給資格等の確認（老健条例第１６条及び第５３条（準用））			
	① 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（3）　利用料等の受領（老健条例第１９条及び第５３条（準用））			
	① 入所（入居）者からの費用徴収は適切に行われているか		
	② 領収書を発行しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（4）　管理者による管理（老健条例第７条及び第５３条（準用））			
	① 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
（５）　運営規程（老健条例第１０条及び第４６条）			
	①　運営における以下の重要事項について定めているか 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務内容 3.入所定員 4.入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他施設の運営に関する重要事項 （ユニット型） 1.施設の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.入居定員 4.入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 5.施設の利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他施設の運営に関する重要事項		
	〔その他指導項目等〕		
（６）　勤務体制の確保（老健条例第１１条及び第４７条）			
	① サービス提供は施設の従業員によって行われているか		
	② 入所（入居）者の処遇に直接影響する業務を委託していないか		
	③ 資質向上のために研修の機会を確保しているか		
	④ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか		
	⑤ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	の措置を講じているか		
	〔その他指導項目等〕		
（７）　業務継続計画の策定等（老健条例第１１条の２及び第５３条（準用））			
	①　感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。		
	②　従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか		
	③　定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
（８）　定員の遵守（老健条例第３０条及び第５３条（準用））			
	① 入所定員（又はユニット毎の入居定員）を上回っていないか		
	〔その他指導項目等〕		
（９）　非常災害対策（老健条例第３９条及び第５３条（準用））			
	① 非常災害(火災、風水害、地震等)対応に係る具体的計画があるか		
	② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか		
	④ 避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（１０）　衛生管理等（老健条例第３１条及び第５３条（準用））			
	① 感染症および食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会を開催（おおむね３月に１回以上）し、その結果を周知しているか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	② 感染所及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備をしているか		
	③ 感染症および食中毒の予防・まん延の防止のための研修・訓練を定期実施しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（１１）　秘密保持等（老健条例第３４条及び第５３条（準用））			
	①　個人情報の利用に当たり、入所（入居）者から同意を得ているか		
	②　退職者を含む、従業員が入所（入居）者の秘密を保持することを誓約しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（１２）　苦情処理（老健条例第３６条及び第５３条（準用））			
	①　苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか		
	②　苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（１３）　事故発生の防止及び発生時の対応（老健条例第３８条及び第５３条（準用））			
	① 事故発生の防止のための指針を整備しているか		
	② 区市町村、入所（利用）者家族等に連絡しているか		
	③ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか		
	④ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか		
	⑤ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか		
	⑥ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
（１４）　虐待の防止（老健条例第３８条の２及び第５３条（準用））			
	①　虐待の発生･再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知しているか		
	②　虐待の防止のための指針を整備しているか		
	③　従業者に対して虐待の発生･再発防止の研修を実施しているか		
	④　上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか		
	〔その他指導項目等〕		
（１５）介護現場の生産性の向上（老健条例第３８条の３及び第５３条（準用））			
	①★ 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか		★令和９年３月３１日までは経過措置期間ですが、なるべく早く取り組んでください。
	〔その他指導項目等〕		

３　加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
（１）　報酬請求			
	①　各種加算等について、算定要件を満たしているか		
	〔その他指導項目等〕		